

# 地方出先機関分科会 第 10 回議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 10 回地方出先機関分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 11 月 18 日（火）10:11 ~ 12:08

場 所：永田町合同庁舎 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

（ 1 ）地方入国管理局の事務・事業に関するヒアリング

（ 2 ）財務局の事務・事業に関するヒアリング

（ 3 ）国税局の事務・事業に関するヒアリング

3 . 閉 会

小幡主査 それでは「第10回地方出先機関分科会」を始めさせていただきます。本日は7月に実施いたしました1次ヒアリングを踏まえまして、地方入国管理局、財務局、国税局からの2次ヒアリングを行います。本日、荒川専門委員、工藤専門委員は御都合により欠席です。議事は私の方で進めさせていただくことといたしたいと思います。

本日の議題はまず1つ目が地方入国管理局の事務・事業のうち、収容施設の運営等業務、2つ目が財務局の事務・事業のうち、物納された未利用国有地の管理・売却、3つ目が国税局の事務・事業のうち、税理士試験業務に関するヒアリングでございます。

それでは、まず地方入国管理局の事務・事業に関しまして、法務省より説明をお願いしたいと思います。時間の関係もでございますので、法務省さんの説明は恐れ入りますが、10分程度とさせていただいて、その後、30分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。時間もございませんので、説明に当たっては市場化テストの実施に限定させていただくようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

高宅大臣官房審議官 では、法務省の審議官の高宅でございます。よろしくお願いいたします。今、本題に入ります前に、先に現在の民間活力の導入状況でございますが、東京局が一番大きい局ですが、ここを例に取ってみますと、収容監視という業務の人数、現在、16人、24時間、365日の委託をしております。

それを実際に年間の勤務時間に直しますと、約14万160時間という数になります。大ざっぱな計算をいいますと、一日8時間勤務する人の年間の働く時間は、大体、2,000時間ぐらいですので、14万を2,000で割ると約70人分の委託をしているということでございます。これに対して東京局の処遇部門の職員は20年度末で90人でございますので、半数まではいきませんが、半数近くは既に民間活力の導入を図っているということでございます。このように御理解をいただきたいと思います。

以上のことを前提にいたしまして、第1次ヒアリングの結果、指摘のあった点を踏まえまして、委託している業務を見直しました。その結果、ある程度の、比較的、権力性の弱いもの、書類作成等の業務に限って業務範囲を委託拡大できるというのが当方の判断でございます。ただ、そこに、この資料に1番目に書いてありますとおり、実施するに際しまして、いきなり全国ということではなく、影響検証の上で対象を拡充していきたいと考えております。

具体的には中規模の収容施設、収容定員では200人から400人程度の箇所から1、2か所、そこに横浜支局、名古屋局、大阪局が書いてありますが、そういったところの中から1、2か所を選定して実施していきたいというのが当方の考えでございます。

では、具体的に何を委託するのかということですが、これは2のところに書いてありますとおりでございます。面会受付業務、これは面会の許否は国が行うわけですが、窓口での受付業務を委託できるのではないかと考えております。それから、入出所の手続業務。身体検査、脱衣させた上で傷跡等の確認もいたしますが、それ自体の手続自体は国が行いますが、付随する書類の作成であるとか、あるいは立会等の業務を委託できるのではない

かと考えております。それから、通信の検閲業務で発信または交付の許否判断自身、これもやはり国が行わざるを得ないのですが、付随して、外国人収容者ですので外国語の翻訳であるとか、あるいは危険物があるかというチェック、こういったところを委託することができるかと考えております。以上、3つの業務について委託ができるかなというのが現在の考えでございます。

それから、包括的委託、下の方の3のところを書いてありますが、包括的な委託に関しましては警備であるとか、あるいは給食、翻訳、そういったいろんな種類にわたる業務も包括的に委託可能で、しかも適切に実施できるという民間事業者があることが前提ですが、それであれば包括的委託も可能であると考えております。そうでなければ、個別の業務ごとに委託せざるを得ないと考えています。

最後に特定公共サービス、4の部分でございますが、これは現時点で特定公共サービスとする必要性はないと考えております。その理由は具体的にそこに書いてあるとおりでございますが、一つは現状でも既に多くの業務を委託しているという点。それから、権限の賦与は除きますが、契約に際して契約条項で守秘義務等の必要な条件を盛り込むことが可能であるということ。それから、一般競争入札等の競争性のある方法を取っている。それに加えて、ここには書いてございませんが、実際に委託をしますと、どうしても非常時が、収容施設はどうしても非常時がありますので、その非常時の人員をある程度、確保しなければなりませんから、そう考えますと委託範囲はある程度、補助的なものに限定せざるを得ないと。

それから、この収容施設は外国人が非常に多くて、外国人は当然のことながら言語も違えば風俗、習慣も違うということでございますので、処遇上、非常に難しい問題があるということで、被収容者である外国人の実情に精通した職員という対応が、ある程度必要であるということで、特定公共サービスについては消極でございます。以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。1次ヒアリングのときと比べますと、従来から委託なされていた業務に比べまして新たに委託という業務を加えていただいて、更に包括的なものも考え得るというお返事をいただきまして、更に今の御説明に対しましてこちらの方から質疑、意見等を言わせていただきたいと思いますと思いますが、各委員、いかがでしょうか。

では、まず一つ、私の方から。比較的、予算規模が大きい収容施設でということで、実施時期等についてはまだ。さっき、御説明はございましたか。

高宅大臣官房審議官 いえ。

小幡主査 それはまだ、これからお考えになる。

坂本入国管理企画官 予算上。

小幡主査 そうですね。それは事務局とも相談をしていただきたいと思いますと思いますが、例えば東京、名古屋、大阪、この辺りが大きいのかなと思いますが、そうすると現段階では予算規模等についても、今後、お考えになるということですね。

坂本入国管理企画官 はい。そういうことになります。

小幡主査 横浜支局、21年度に移転、東京は横浜にあるということですか。

高宅大臣官房審議官 いや、東京局の支局として横浜。出先機関として。

坂本入国管理企画官 神奈川県を管轄する横浜支局というのがございまして、今、そちらの新庁舎の建設をしておるところです。予定としましては21年3月ぐらいを予定してございまして、ですから、21年度からは新しい庁舎でと。規模が大きくなる。

小幡主査 そうすると、それはまだ東京入管局の横浜支局でしかないのですね。東京が全部、そこへ行くということではない。

坂本入国管理企画官 はい。違います。

小幡主査 そうではなくて。

坂本入国管理企画官 21年度も横浜支局は横浜支局で、神奈川県1県を管轄しますが、業務量も増大しておりまして、その関係で施設を新しくし、収容施設についても併せて拡大を図るということを考えております。

小幡主査 東京都内はどこにあるんですか。

坂本入国管理企画官 品川にございます。港区ですけれども。

小幡主査 品川。品川と横浜は近いので、一緒の業者にとということも可能性がありませよ。今後、刑務所等で業務ごとに複数の箇所について、一つの業務ごとでという可能性も考えられるかなという議論もしているのですが、品川と横浜というところかなり近いのでというふうに。

高宅大臣官房審議官 だから、近いといっても、品川といっても、今はかなり海の出先の方ですし、横浜の方もかなり離れた海の出先で、交通の便はそんなに近くはありません。

小幡主査 そんなによくはない。そうですか。どうぞ。

浅羽専門委員 済みません。今の点で確認だけですが、中規模の収容施設をとということでこの3つなのですが、そうすると、ここでいう大規模は東京入国管理局ということで、それは外して考えるということによろしいのでしょうか。

高宅大臣官房審議官 はい。

小幡主査 それはどうしてですか。

高宅大臣官房審議官 一応、その実施に当たって少し様子を見たいという一言でございます。

小幡主査 様子を見たい。

高宅大臣官房審議官 ですから、いずれも新しい建物ですし、非常に設備もいいですから、やってみるのに一番いい局だと考えておりますので。

浅羽専門委員 以前、いただいた資料で名古屋が400人で、大阪が大体、200人の収容定員。それで横浜支局ですとどれぐらいになるのでしょうか。

坂本入国管理企画官 今度、新しくなりますと、200人を予定しています。

浅羽専門委員 新しくなると、200人。では、大阪並みという感じで。

坂本入国管理企画官 そうですね。

小幡主査 御存じだと思いますけれども、PFI手法の刑事施設においては、いろいろな業種をまとめた形の企業が受けて、包括的に民間委託でやるというシステムで動いていますよね。今回、既に業務ごとに民間委託をなさっているのにプラスをされるということで、できることであれば、やはり包括的な委託ができれば、恐らくより効率的になるだろうと思いますので、是非、そちらの方も積極的に考えていただければと思っております。

今、少しずつお考えのようですので、それほどものすごい規模をとというわけではないので、逆にこういう業者も出てくると思いますので、包括的にという可能性を、是非、お考えいただきたいと思います。御意見等、いかがでしょうか。

あと、それから、特定公共サービスの点ですが、これはなかなか微妙な問題がございます、と申しますのは、御承知のように構造改革特区の方でのPFI、刑事施設については通常であれば契約でできない。公権力の行使といいますが、ものすごく強いものはいずれにしてもやらせていないわけですが、ある程度、多少、公権力の行使的な性格があるものについては、要するに特例法という形でやらせていると。

そういう仕組みの中で、この収容施設の運営については従来から問題がなかったということのようですが、だんだんに刑事施設の方がまた公共サービス改革法の方で、これは今後の話ですけれども、ある程度、しっかりした形で仕組んでくるとすると、やはり同じ法務省でやっていらっしゃる施設ですので、差が際立ってくると、「なぜ、こちらは」という状況にもなりかねません。

ですから、これは今回の市場化テストにたとえならなくても、当然、そういう状況になってくる可能性はあるわけですので、この際、包括的に特定公共サービスにするという選択もあるのではないかというふうにも当方としては考えるのですが、確かに従来のやり方があるので難しいところかもしれませんが、この点、いかがでしょうか。

高宅大臣官房審議官 我々のところは刑務所に比べれば、やはり少し小さいですから、非常要員の確保はある程度、最低数というのがあるわけですね。その最低数の確保という点から考えると、やはり、ある程度、本当の警備官というか、それがいないと実力行使のときに、公権力というか、もう実力行使だと思いますが、そのときに難しいということと、もう一つは、普通の刑務所が、最近、外国人が増えてはいますけれども、やはり日本人が主ですから均質ですが、これはやはり国籍が非常に違う、宗教が違うというのが非常に多様ですから、そのところでやはりかなり難しいということ。

それから、中にはいろんな誤解から紛争的なものが日本人よりは起きやすい。というのは、お互い、やはり言葉も正確に通じるわけではないし、それから習俗、風俗も違うということで、ある程度の非常要員の確保と、そういった特殊な対応ですね。何と言いましょうか、要するに国籍や人種、風俗などに適応した対応をするということになると、やはり全部を任せるのはなかなか難しいのかなと。

小幡主査 今、申し上げたのは、その民間委託をできる業務についてもっと増やしたらと申し上げているのではなくて、それについては御提示になったようなところでよろしい

のではないかと。ただ、それを従来のものと一緒に包括的に民間委託をよりやればという意味なのですが、そうではなくて、今、既にしているもの、今後するというものについても、実は刑務所の施設の方でも本物の実力行使は刑務官しかできないということで、その部分については業務として、もう、委託から外しています。

それでも、そのグレーのところといいますか、強い公権力の行使ではない、事実上の公権力の行使とちょっと近いものについて、念のためということもあろうかと思いますが、P F Iの特区の特例法の中に入れてやっているという状況がございます。

ですから、その目でこちらを見ると、なかなか、実は既にされているものも含めてですが、多少、その辺りがあるものですから、我々としてはそういう形で整理をされるというのも一つかなという御提案なのですが。

坂本入国管理企画官　そうですね。逆に申し上げさせていただきますと、行刑施設と比較をすれば規模もはるかに小さいですし、業務量的にも少ないというところですが、先ほど申し上げましたように、最低限の非常時の対応ということを考えますと、逆にいいますと、その人間ができる範囲があるわけですので、逆に委託をする部分というのは、それで手続が届かないといいましょうか、兼ねない部分を委託すれば最低限の職員でその他の部分に対応できると。

小幡主査　そうですね。ですから、当然、従来のそういう実力行使までするような方は当然置かれる、そのことは当然だと思えます。その方とこの民間との間で仕事の仕分けをきちんとしてということで民間に受けていただくことになるかと思えますので、業務範囲についてはこんなところで大体、よろしいのではないかなと、我々も考えております。

だから、「規模が小さい」ということをおっしゃっているので、せっかくですから、1か所といわず、2か所ぐらいで始められてもよいのかなという感じは。もし包括的な民間委託ということでやるとすれば、契約でなく、守秘義務も入りますので、メリットもありますからということもあります。

内山専門委員　ちょっと確認ですが、刑事施設のP F Iもありますけれども、そこにおけるその委託とこちらの入管の収容施設の委託との規模の大きさなどが違うという話はわかったのですが、質的に違うとお考えですか、それとも質的に委託する範囲は同じだとお考えですか。ちょっと、それによってまたその法の制度の仕組みを変える必要があるかもしれないけれども、要するに質的にP F I刑務所と同じであれば、やはりP F I刑務所と同じような形で法特例をまず整備するという形にした方が、法制度的にはすっきりするのではないかという気がするのですが。

高宅大臣官房審議官　名目というか、項目としては多分同じなのだろうと思います。ただ、中身において、例えば食事の話でも「何宗教はこれを食べない」とか、そういう細かい点がありますので、民間にしても何にしても、若干、その辺がやはり微妙な点で違うところがあるのではないかということには言わざるを得ないと思います。

それから、外国、例えば在外公館との関係なども日本では余り出てこない話ですし、そ

ういった外国政府との関係や、いろんな細かい点でいくとかなり質的な違いはあるだろうと思います。ただ、項目的に全然違うかということそうではない。

内山専門委員 そういう意味で、法的にはそんなに違わないということになりますか。そうすると、やはりちょっとPFI刑務所と揃えた方がと。

高宅大臣官房審議官 ただ、やっていく上では、結構、そういったところが大きな影響を及ぼすことがあるので、直ちに同じ給食業務だといっても、日本人、全部同じ、刑務所でも全部が日本人ではありませんが、一応、日本人を前提にして出すものと、例えばイスラム教の人に「これこれ、こういう調理はだめだ」というものを出すのではかなり違うでしょうし、面会にしても、これから帰る、国外に出ようとする人ですから、その人たちに別れを告げに来る人たちと出所を待っている人たちで、大分、雰囲気も違うでしょうし、面会の仕方でも違うでしょうし、そういったところから違うことは違うと思います。ただ一律に刑務所一緒というのは、ちょっと難しいかなという気がしますね。

小幡主査 そうですね。入っている方がかなりバラエティーがあるというか、そういうところの対応ということになる。

高宅大臣官房審議官 刑務所ではよく「同じ暴力団の」という形ですが、ここだと、どうしても同じ国籍の人が固まってしまいますから。

小幡主査 いかがでしょうか。

内山専門委員 そこで、PFI刑務所の話が出たついでというわけでもありませんが、例えば包括的なやり方について「包括的に委託可能な民間事業者であれば、包括的委託も可能」ということが書いてありますが、これはやはりPFI刑務所でもかなりそういう一定の企業グループなどが入ってきていますので、それは包括的委託をしてくれる事業者が出てくる可能性が十分にあると思いますので、是非、これは包括的委託の方向で検討をしていただければと思います。

石川専門委員 この特例との関係で言うと、ここにお書きになったように、これまで特段の問題は生じていないというのはわかるのですが、それだけだとちょっと論証として不十分ではないかという部分があるかなとは思いますが。

小幡主査 要するに、契約でどこまで業務として民間に、契約でやらせることができる業務かというところのグレーの判断のところだと思うのですが、より慎重にするということになると、せっかくそういう公共サービス改革法の中の特定公共サービスという枠組みがあるので、そこに載せることは比較的容易で、そうすると、従来、グレーだったところが法的にクリアにはなると。そういうことにはなろうかと思うのですが、そうでない場合に、なかなか理由付けが、これについては、多少、法的な、純法律的な問題になりますので、法務省サイドの方で御検討いただければと思いますけれども、また、最終的な理由等については当監理委員会としても何かしら考えなければいけない話になりますので、いずれにしても、今日、持ち帰って御検討いただいて、事務局の方に伝えていただければと思います。ただ、これは市場化テストにしなくても、早晚、やはり起こり得る問題だと思



ますので、一度整理をしておくという事は必要ではないかと思ひます。

あと、そうすると、地域。それから、いづれにしても東京、横浜、名古屋、大阪、いづれも業者的には大都市部ですので出てき得ると思われまふので、是非、包括的なということでやっていただきたいと思ひます。あとは予算の規模もあろうかと思ひますが、これも1か所、「テストケース」とおっしゃいますけれども、同じ手間であれば2か所ぐらいとか、もう少し広げて考えていただければと思ひます。

そんなところでよろしゅうございませうか。あと聞いておくべきこと。よろしいですか。では、今日は本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。またやりとりをお願いしたいと思ひますが、どうも、お忙しいところ、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、「第10回地方出先機関分科会」の2つ目の議題でございますが、財務局の事務・事業のうち、物納された未利用国有地の管理・売却についてでございます。それで財務局の事務・事業に関してでございますが、財務省より説明をお願いしたいと思ひます。財務省からの説明は10分程度といたしまして、その後、30分ほど質疑を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。説明に当たりましては、市場化テストの実施という観点で、それに限定していただくようお願ひいたしたいと思ひます。では、よろしくお願ひいたします。

江口課長 それでは、よろしくお願ひいたします。本来ならば、財務省理財局の担当次長であります中村から御説明を申し上げるところでございますけれども、急用がございまして、代わりに私、国有財産業務課長をしております江口から御説明をさせていただきます。

まず、最初に今回の件につきまして、市場化テストの実施の可否につきまして、我々として基本的には市場化テストを実施させていただくということをお考えたいと思っております。ただし、前回のヒアリングのときにもいろいろと御説明をさせていただきましたけれども、包括的に民間の方に委託をしているというこの制度は、我々にとって実に都合のいい制度になっております。逆に言いますと、受け手の方の民間の方の側からしますと、いろいろ、手間暇のかかる業務になっておりまして、なかなか、その受け手の業者がないという事情があります。

それから、もう一つ、行政支出総点検会議、そちらでもいろいろと議論が行われておりまして、一般競争入札を行っていても、いわゆる「一者入札」は、余りよろしくないと思ひ指摘されております。もっと多くの業者が参入しやすいような形で門戸を広げるべきではないかという御議論があると伺っております。我々、そういった点を含めまして、今後、これについてどういうふうにするのかといったときに、やはり、もう少し業者が参入しやすいような形に改めていくべきではないかという検討も進めておりました。また、その地域の実情等々につきまして、現場の意見等を聞きながら、検討を進めているところでございます。

こういった事情がございますので、基本的に、物納された未利用地の管理・売却等に関する業務につきまして、市場化テストを行っていきたいとは考えておりますけれども、どういうふうな業務範囲等について実施するのが一番いいのか等々につきまして、これからまたいろいろと検討を進めていくといたしますか、またいろんな方からの御意見、御指導を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、この点については、これからまたいろいろと御相談をさせていただきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。1次ヒアリングのときからいろいろお考えいただいて、今回、前向きな方向を出していただいたことは我々としても評価したいと思いますし、私も行政支出総点検会議に入っております、「結局、一者入札になっているじゃないか」という指摘はほかのいろいろな場面でもしておりますのでございます。

やはり、入札条件とかその辺りの仕組み方にもよるところは多いかと思っておりますので、その辺り、どういうやり方をすれば、あるいはどこら辺の場所でやるのが一番よいかというのは確かにあるかと思っておりますが、やはり、そもそものこの事務自身は民間でも、当然、不動産会社も含めて管理会社等々がやっている話なので、これができないということはありませんので、あと、問題はやり方だけの問題だと思います。今日、ここで2次ヒアということで、各委員からいろいろ質疑、意見を言いたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと、一点だけ、質問をしたいのですが、今、既に一般競争入札になっているものは、ある程度、あるわけですね。

江口課長 ええ。

小幡主査 それかふたを開けると「一者入札」になっているというのが、状況としては多いということですが、どのぐらいの割合がそうなんですか。

江口課長 正確なことは申し上げることはできませんけれども、ほとんどのところが1者とか、またはせいぜい2者とか、そんな結果になっております。特に大きな関東地区などでは入札者が1者という状況も発生しております。

小幡主査 その1者が公益法人なわけですか。

江口課長 関東地区については、今、2地区に分けておりまして、首都圏と北関東とに分けております。一般競争入札への移行は段階的にやってきておりまして、今年度までは、まだ企画競争もありますが、その企画競争への入札は1者。北関東の方はもう既に一般競争入札に移行しておりまして、そちらについては、一応、2者、応札があります。

小幡主査 「なぜ、そうか」という要因ですがね。

江口課長 それについては、いろいろと我々も業者からお聞きをしているわけですが、この業務はかなり異質な業務を組み合わせてしております。一つはまず「物件調書の作成」と申しまして、土地を売るためにそこがどういう土地であるのかという調査をやらなければいけません。参加の資格的にいいかと、宅建業者とかそういった資格がないといけないものです。

それともう一つ、今度は管理という業務からいいますと、草刈りとか、柵の設置とか、巡回とか、いろんなものがあげられているわけですが、ものすごく大ざっぱに言ってしまうと、造園とかの資格が必要となります。それともう一つ、測量という業務がありまして、売る土地がどれだけの数量があるのか、またその境界等々がどうなっているのか、そういう業務を調査しなければいけないところです。

そういう3つの業務を、現在、全部、一括して発注しているところですが、もともとが、そういう会社自体がありませんので、参入してくる民間の方にしても、いわば企業のジョイントといえますか、連合を組んで参入してくる形態になっています。

そのジョイントの組み方、そのコーディネートをするところが大変難しいという御意見も聞いております。それを踏まえた上で、少し業務を切り分けた上で実施していく必要があるのかなと考えております。

ただ、切り分けていったときに、その単一業務、その物件調書というものになったときに、そこに創意工夫の余地があるのかなとの疑問もあります。そういたしますと、仮に業務を切り分けたときに、本当にいわゆる市場化テストのねらいとされているいろんな知見を活用した業務運営が、期待できる分野、業務と、それから、単一の業務になったがゆえに、そういう余地が本当にあるのかどうかを、もう一回、検討しなければいけないところがありまして、業務の範囲等々については、これからまた御相談をさせていただきたいと申し上げたところであります。

小幡主査 はい。

石川専門委員 現状で先ほどの話で「北関東、2者応札」という話でしたが、そうすると、その2者は、先ほどはそういう参入の仕方が難しいというお話でしたが、実際には2者ですけど、入ってきているわけでしょう。そうすると、漠然とで結構ですが、2者というのはどういう方が。

江口課長 一者は、落札した財団法人の国有財産管理調査センターというところでございます。

石川専門委員 それで、もう一つは。

江口課長 もう一者は、民間の会社でございます。

石川専門委員 今、それは複合した業務がありますが。

小幡主査 不動産会社。

浜尾専門調査官 いずれも単一業者が単一で契約しているわけではなくて、グループを組んで契約しています。今の国有財産管理調査センターについても、もう一者は、日鉄系ですが、これらはいずれも40社ぐらいのグループを組んで参入してきて、得意業務の業者を組み合わせ、測量なら測量、草刈りなら草刈り、物件調査なら物件調査、そういうグループを組んで、2グループで参入してきているという意味です。

石川専門委員 そういう意味ですか。

浜尾専門調査官 それを分割して発注した方がいいのか、それとも、束ねた方がいいの

かということだと思います。

石川専門委員 それで、今、伺っていて大体わかりましたが、そうすると、最初のお話の「参入しにくい」というのは、実際は複数が一つのグループを成して2つあるわけでしょう。そうすると、その「参入しにくい」というのは別の要因が、今、言った「3つの異質な要素があるから」というのと別の要因が何かありそうな感じが、聞いていてちょっとしたのですが。

浜尾専門調査官 それは、平成11年に閣議決定を受けて「包括的に業務を出せ」と指示があったからです。財務局はそれまでは物件調査は物件調査、草刈りは草刈り、測量は測量という形態で入札にかけていました。それを、それぞれ単一業務で入札をかけると、ここに発注事務の人員がかかりますので、「それはむだだ」と言われて定員削減が行われたものです。

平成11年の4月の閣議決定を受け、包括的に発注しており、それが今まで続けられているということですし、応札する側も、それに合わせた形でグループを組んで参入しているということです。

石川専門委員 グループを組んでやっておられるわけでしょう。だから、そうだとすれば、その無理やりかどうかはさておいて、そういう対応関係にある中で、先ほど「入りにくい環境」とおっしゃいましたが、だから、そこがもう一つ、何か別の要因があるのかなという感じはしたのですが。

小幡主査 参加の条件のハードルが割と高いとかということはありませんか。

江口課長 参加の条件では、我々は、何か特別な規制をやっているつもりはありません。「こういう包括した業務があります。それについてこれだけのものを発注する予定となっていますから」という形でやっているわけですけれども、やはり、受け手の業者の側からすると、先ほど申し上げましたとおり、我々はその落札した業者に「これをやってください」と指示すれば済むわけですが、受託した業者で業務指示の割振りを調整して行ってやっていかなければいけないものです。その手間暇がかかりますので、確かに、受託してくれたところは2者、北関東でもありましたけれども、いろいろと話を聞いていますと「もっとやりやすいようにしてください」という声が聞こえてきております。

小幡主査 「やりやすい」というよりも、条件は決めて、包括的な業務。

江口課長 いや「その業務をもうちょっと小分けにいただいた方が、やりやすい」という意味です。

小幡主査 そうですか。だから、それはどうも民間の方が育っていないというか、本来であれば、まさに今おっしゃったように、創意工夫を出せる包括的な方がというはずなのに、そういうやり方について民間の方がなかなかまだ育っていないということです。

江口課長 それから、若干、推測になりますけれども、包括的な業務の発注に移行したときには、管理していかなければならない未利用地が首都圏だけでも1万か所近くあったので、ボリューム的にも民間の採算に合うというところが非常にあったわけですが、

それが今、売却が進んで、もう、4,000件を切る、半分以下になってきている状況であります。そういったしますと、ある意味、数で採算をカバーしていたところが民間の側であったわけですが、それができなくなってきているので、やはり、その得意分野のところで専門的にやらせてもらう方がいいという声が聞こえてきていると受け止めております。

小幡主査 では、ボリュームがあり過ぎて受けられないということはないのですね。

江口課長 ないと思います。勿論、首都圏でいいますと、かなりの発注量になりますので、それをコーディネートするだけの力を持った業者でないと、参入してこられない。一方、地方に行きますと、物件が少ないので、包括的に全部やったとしても、非常にコーディネートの手間暇だけがかかってコスト倒れになってしまうと思われま。

小幡主査 なるほど。いかがでしょうか。ただ、草刈りとか看板設置とか、そんなに、それほど難しい話ではなく、流れ作業として仕組めばできますけどね。

江口課長 おっしゃるとおりでして、流れ作業として仕組むというところが、我々もねらったところですし、受託したところも一連の流れとして業務が確保されていくということになるわけですが、我々から、ある程度高水準で業務の発注ができれば、そこに特化したような形で基盤がつくれる、あるいはできていたものですが、今、そこまで業務量がありませんので、なかなか、国の業務だけではやはり民間としてはコスト倒れになってしまうという実情があるようです。結果としては、今はかなり国の業務を受託してもらっているというのが実情のようです。現在の受託業者からは「これ以上仕事が減ることは、それはもう大変だ」ということがちらほら聞こえてきているといたしますか、ヒアリングをしてみると、今申し上げたような感じになっているというのが実態です。

石川専門委員 先ほどの御説明で参入しやすくする環境を検討されていると言ったのは、包括ではなくて、むしろ小分けにできないかという方法を模索しているという意味ですか。

江口課長 今、浜尾から説明しましたとおり、閣議決定がございますので、なるべく包括的にやっていかなければいけないと考えております。しかし、今のように「全部包括」という形でやっていくのはちょっと難しくなっております。閣議決定は維持していかなければいけないと思っており、以前のように全く業務ごとに小分けにするということは考えておりません。ある程度、パッケージにしたような形で、その組合せの中で、民間の方でいろいろとまた創意工夫が発揮できるような形にできるような、そういうものにもう一回、組み直しをすることはできないかと思っております。

石川専門委員 「組み直し」というのはさっきの3つの業務、異なる3つの業務ごとにパッケージになった。

江口課長 業務をどういうふうに組み合わせるのがいいのか、また、組み合わせることができないのか等々を、ちょっと検討していかなければいけないのかなと考えております。

小幡主査 ですから、物件調査、物件整備、看板設置、新聞広告をして、入札案内と売却までですね。これは普通であれば土地を、それはある方から売却依頼を受ければやる仕事ですよ。普通、民間でもね。そう思いますけどね。だから、それをあえて小分けとい

うのはね。

江口課長 売却依頼を受けてというよりも、売り主の方としてどういう作業が必要になってくるかということではないかと思います。

浜尾専門調査官 だから、それは我が方も同じように外部に委託しているわけです。物件調書の作成しかり、測量しかり、草刈りも外部に委託している。だから、これを一緒に発注するのか、分けて発注するのか、ただ、その手法だけではないでしょうか。今も外部に委託しております。民間会社も全部、自分のところで一元でやっているかということ、それは抱えている業者や、下請業者がいて「この、草刈りをやってくれ」というふうにとらえております。

小幡主査 ただ、それが例えば民間、財務省が御自身でいろいろ工夫をしてやるよりは、民間も同じことをしているわけですね。だから、その出し方にしても、もう少し、国が自分でやるよりはより創意工夫のあるような効率的な話ができるのではないかということですよ。市場化テストというのはね。

だから、それを小分けというのはまたちょっと、もとに戻ってしまいますので、せっかく、平成 11 年の閣議決定から「包括的に」という方向にはなっていっちゃるわけだから、市場化テストはやはりそれを更に進めていただくというところに意味があるわけですね。民間にとって、一番、うまみのあるところはどこですか。最後の売却のところでしょうか。

江口課長 いや、売却業務には、全然ないでしょう。

小幡主査 ない。

江口課長 そこは全く、民間の方に任せていません。

小幡主査 今はね。今はそうですけど、これはもう少し任せることはできないのですか。

江口課長 我々は、一般競争入札で売っていますので。

小幡主査 売るところはね。

江口課長 ええ。売るところは。

小幡主査 でも、いろいろ、その事務作業はやっていますね。

江口課長 ええ。そのところについて、既に私もは外部に委託しています。いわゆる「入札の補助業務」と呼んでいます。いろいろな一連の事務作業が必要になってくるようなもので、外部委託できるものはもうすべて行っております。

小幡主査 そうすると、不動産鑑定士云々というのだけが別だと。

江口課長 不動産鑑定は別で外部委託しています。

小幡主査 本当はこれなんかも、一緒でもよろしいですよ。

江口課長 いや、鑑定業務は場合によっては、二者から鑑定を取っていかなければいけないこともあります。

小幡主査 それは不動産鑑定士さんの評価をね。

江口課長 ええ。一者からだけだと、やはり価格のところで、いろいろな御意見がございますので、そこはなるべく複数の鑑定士さんから意見をいただいて、そこで価格を決め

ていくというものも必要になっております。それを包括的な業務に組み入れてしまいますと、発注できなくなってしまいます。

内山専門委員 例えば、それは契約で書けばいい。包括的にやるときに、契約で「必ず複数の価格を取る」ということを契約に入れ込んでおけば、包括的に出すことは可能なのではないでしょうか。

江口課長 今は不動産鑑定を業とされている者を公募して、そこに発注するという形を取らせていただいています。

内山専門委員 それで、財務省さんの方でやっているわけですね。だから、それを今回、市場化テストで包括的にするとすれば、そういった、どういう業者に出すかということも含めて、包括的に民間事業者任せると。任された民間事業者が複数の不動産鑑定士さんに価格を取るように契約で縛りをかけておけば、それは可能なのではないかと思うのですが。

江口課長 もう一つ、実はちょっと考えなければいけないものがございまして、現在、広告業務などを完全に別な発注にいたしました。それはなぜかといいますと、まさしく、その一連の作業の中に入れていたわけですが、実はまるきり、再委託になるわけです。

「右から左に流していただくだけのものは、それはおかしいだろう」という御指摘もございまして、それなら直接やった方が、いわば中間マージンも支払う必要がないというところがあって、包括的業務の中から外して、直接、国の方から広告発注はするという形に改めていったわけですが、今、言いましたとおり、グループ企業等々に入ってきていただいている中で、なるべくそういった再委託にならないような、自分のところで実施するような、また、その再委託をするにしても、自らもやれるという余地を残しながら再委託する、そういう形態でグループを組んでもらっております。ですから、包括的業務委託でやったときに、またそのジョイントで不動産鑑定士二者に入ってくださいというのは、なかなか、現実的にはちょっと厳しいかなという気はします。

小幡主査 テレビや新聞の広告でよく目にするような大きな不動産事業者は参入してこないのでしょうか。

江口課長 参入してこないですね。そういうところは自ら、開発する、建築するというところを得意とされると思います。我々がお願いをしている業務は本当にまさしく草刈りとか、そういう、いわば町中の業者の皆さん方が得意とされる業務です。

浜尾専門調査官 小さな業務がたくさんあるという我が方と、大きなものを一気に開発なさるところとは、明らかに違うのではないのでしょうか。

小幡主査 そうすると、入ってくるその管理会社はたくさんはあるけれども、規模が小さいということですか。

浜尾専門調査官 そうですね。

小幡主査 ただ、方向としては、やはり、最初に皆さんがおっしゃいましたように、それは民間も同じようなことをいかに効率よくやるかという工夫が要るわけですから、それ

をしていただくという方向で、その平成 11 年閣議決定の方向は間違っていないわけで、市場化テストにおいても、まさにそういう方向で包括的にやってくださいと。

こちらとしては、そういうことをお願いするしかないのですが、だから問題は、あとは宣伝をしていただいて、我々もなかなか、必ずしも業者が入ってこないようなところは、民間に少しずつ市場もマーケットも育てつつやらなければいけないとは思っているんですよ。ですから、今までのやり方と比べて、市場化テストになって少しでもやり方が工夫できるという余地ができれば、よりよいと思うのですが。新聞広告などというのも、大体、もう決まっていますかね。

江口課長 もう、決まっていますね。

小幡主査 だから、そこが何となく、もう少しやりようがあるとか、そういうのがないでしょうか。要するに、「こういうふうにやりなさい」ということは、もう、かなりがんじがらめになっているというイメージですよ。

江口課長 いや、「がんじがらめになっている」というよりも、いわば、我々は広告をすればいいわけです。その広告をする目的は「この場所を売りますよ」というそれだけのアナウンスメントです。

小幡主査 どういうやり方をしてもよいという形で頼んでいるのでしょうか。

江口課長 新聞広告等は今も枠組みとかは、だいたい体裁が決まっています。

小幡主査 ですから、そう決まっていたら、もう、どうしようもないわけですがけれども、未利用国有地を売り出すときに、どういう媒体、どうだったら一番よいかということを考えていただいたり。

江口課長 そこまではやっていません。

浜尾専門調査官 現実的には、新聞に「いついつ、要件はこれとこれ。数量とか価格とかを入れて出してくれ。」と言っていますので、もう、余り工夫の余地はあまりないものかと思えます。

小幡主査 そうすると、何も考える余地がないですね。

浜尾専門調査官 もう、余りないですね。

江口課長 今、おっしゃられたような、いわば、一種、コーディネート的な工夫を求めることになってまいりますと、別料金を上乗せして請求されてしまいます。

小幡主査 ですから、包括的に頼む場合は、そこは小分けしないわけですから、どこに幾らかけるかという話まではね。ですから、向こうとしてはともかく知らせなければいけないということは勿論、あるわけですよ。国民に売却できるような形で知らせるということは必ずやらなければいけないわけですが、本来、どうやって知らせるかということまでは拘束される必要はないわけですよ。

「今までのやり方はこうだ」というのは、勿論、御存じでしょうけれども、だから、何か、条件がどういうふうに決められているのかなと思って、ちょっとお伺いしていたのですが、民間が入るのに余りにも小さいルーチンなことを、ただただ草刈りをやらされると



か、それですと確かに面白くないですね。入るにしてもね。そういう、ちょっと感想のようなものですが。

石川専門委員 素人考えかもしれませんが、いわゆる、それぞれのところに業界がありますよね。そうすると、やはり業界にはそれぞれの特有の空気というか、相場感はありませんが、他方、例えばウェブ上である情報を提供すると、その業界には属していない人がその情報を見る。そうでないと、業界の中に情報がとどまっているから、外の人にはそれは、お互いがツーカーで情報が流れるから、書かれていない情報ですから、だからその業界の外にいる人たちに知らせることによって、その参入を促すという可能性は全くないのでしょうか。ウェブを活用する、ウェブにそのデータを掲載する。今、それは、その部分はされていませんよね。

浜尾専門調査官 業者の関係ですか。

石川専門委員 業者というか、こういう包括的な部分について。

浜尾専門調査官 当然、ホームページには出しております。

石川専門委員 それは出ていて、そうすると見てはいるけど、特にその反響は、要するに、それは今までと違うタイプの人が入ってくるということには全くつながっていないのですね。

浜尾専門調査官 ええ。

小幡主査 その「ホームページ」と言っているのは、財務省のホームページに出すと。

江口課長 ええ。

浜尾専門調査官 各財務局単位で。

小幡主査 いろんなやり方があるかもしれませんが、そういう辺りは少し可能性はあるのかなと思うんですよね。ですから、今日は市場化テストについて積極的に検討するというお答えはいただきたいので、あと、技術的な問題について、ちょっと、いろいろやりとりをさせていただいたと思っておりますが、いろいろ、状況はこちらもわかりましたが、やはり、余りにやるのが、「これをやりなさい」というふうに決めると、個々に、個別に、この業務ごとに出したのと同じになってしまうので、ですから、そこはいかに包括的に。

出し方ですね。我々の方の市場化テストというところに入って包括的にやっていただければ、その入札条件等について監理委員会を通して議論をすることになりますから、その出し方ですね。どういうやり方をしてもらおうという条件付けについても、なかなか、業者がいなさそうであれば、それがいかにもうちょっとほかの業者も入っていただけかということも含めて検討するということになりますから、是非、せっかくの方向ですので、できる限り包括的に。

予算規模ということで、確かに実施地域はどうしても限られてくるのかもしれませんがけれども、できるだけ大きいところから、これをやらざるを得ないと思いますので、そういう形で技術的なことについてまた事務局等とやりとりをしていただいて、もう少し、詰め

ていただきたいと思います。やはり、個別ごとになってしまいますと、ちょっと戻ってしまいますので、平成 11 年度よりもっと前の段階ということになりますので。

江口課長 全く個別に発注するつもりはこちらの方もなくて、なるべく、パッケージにした形で発注していきたいとは思っております。

小幡主査 そうですね。

江口課長 ただし、今、先生が言われましたとおり、ある意味、技術的なところになるのかもしれませんが、どういうふうに出すのが良いのか、本当に我々が求めているものと、それから業者さんが受け入れやすいものと、その調和をどうやって図っていけばいいのか検討してまいりたいと思っておりますので、その点についてはまた御指導を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小幡主査 わかりました。それでは、今後、前向きに検討していただけるということで、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。今後、また事務局と詰めていただきたいと思います。それでは、ありがとうございました。「物納された未利用国有地の管理・売却」については、本日の議論を踏まえて、また詳細を詰めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本日、第 10 回地方出先機関分科会を行っておりまして、3 番目の議題ですが、国税局の事務・事業のうち、税理士試験業務に関しましてヒアリングを行いたいと思います。それでは、国税局の事務・事業に関して財務省より説明をお願いしたいと思います。

財務省からの説明は 10 分程度とさせていただいて、その後、30 分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明に当たりましては市場化テストの実施という観点でお話しいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

岡田課長 国税庁人事課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。市場化テストを行う場合の業務範囲等をどう考えているのか、どういう検討状況かということで、お話をいたします。

市場化テストを行う場合の業務範囲等につきましては、受験停止の論点に関する指摘を踏まえまして、東京国税局における試験当日の業務のうち、コントロールセンター要員が行う業務を除いて、試験官等も含めた運営全般の業務、それから試験会場の確保業務、これをセットにして市場化テストを行う方向で検討しているところであります。

これらの業務につきましの検討状況ですが、実は予算面の部分で、我々は問題を抱えていまして、このままだと受験手数料の値上げ問題が懸念されるところなので、今日はその部分を中心に御説明をしたいと思っております。

現在、税理士試験の試験当日の業務は試験会場を大学等から民借しまして、試験官は、国税局の正規職員とアルバイト職員によって対応しております。これを予算面から見ますと、現在の物件費の額は会場借料の部分が約 8 割ということで、その大半を占めておりまして、残りの約 2 割がアルバイト賃金ということになります。

そのアルバイトに関わる話ですが、試験官等、マンパワー全体を見ますと、外部資源としてアルバイトを活用している割合は約6割程度になります。この6割のアルバイトにつきましては、一日当たり約1万円弱の低い単価で雇用しておりますので、実際、物件費の額は一般的な感覚から比べると低い水準にあるのではないかと考えております。

アルバイトの御説明をしておきたいのですが、これは我々にとっての一つの検討事項ですが、現在のアルバイト職員は実は試験会場を借用している大学の学生がやってくれています。ですから、早稲田会場の場合には早稲田大学の学生がやっているというイメージでいただければいいと思います。

この学生のアルバイトは、結構、リピーターの比率が高くなっています。自分の大学で実施される国家試験を支えているのだという感覚で、半分、ボランティア的な側面もあるのかなと我々は思っておりまして、どうも聞いていますと、先輩から後輩にそのアルバイトを引き継ぐ、クラブ単位で引き継いでみたりということで、経験のある学生であると、新しくその年に来た学生に積極的に指導をしたり、教えたりという形の、学生内のはっきりした組織ではありませんが、そういうややボランティア的な部分がかかなり強くなっているのが現状でありまして、実は私、今年も早稲田大学の会場に国税審議会の委員の先生と一緒に行きましたが、当日はちょうど集中豪雨で下水道のところにすごい水が押し寄せ死人が出た日に当たりました。それで早稲田大学会場も実は足首まで浸かるぐらいの浸水がありまして、建物の中にも大量の水が入ってきて、ずぶ濡れになりました。

そういう中で学生は何も言わずとも、会場内にある物をずぶ濡れになりながら撤去していただいたり、移動していただいたりということ、こちらが指示をしなくても学生同士で打ち合わせて、全部、やってくれたような状況でありまして、それでも、我々はエキストラのアルバイト料を払いませんので、彼らからするとアルバイトとしてはかなり割の合わないようなところがあるかと思えます。

でも、実はそういう人たちによって人数も確保できているのが現状でありまして、そういう意味で、現状のこのアルバイトのところは一般的なアルバイトの相場といえますか、経済情勢から見るとちょっとかけ離れているのではないかという見方もあるかもしれませんが、国税局の方でこういう学生との間の、長年、築いてきた信頼関係といいたいでしょうか、名簿も持っていて、学生たちとも連絡がとれるような状況で組織立ってやってきたという側面があります。したがって、ちょっと、この単価が安くなっているということでもあります。

ただ、すべてがこういう半ボランティア的な学生で賄えるわけではないので、実はこのアルバイトの部分に関して、今年の4月に東京国税局が現在のアルバイトがやっている業務をすべて外部委託できないかということで、検討をしたことがあります。そのときに、ある試験実施業者に見積りを出させております。

その見積りでは、拘束時間が早朝から夜遅くまでかなり長いということもあって、出してきた単価は一日当たり約3万円弱でした。これは現在のアルバイトの費用からいうと大

きく上回っているということでもあります。

このように、物件費の額に限りがある中で市場化テストによりまして試験当日の業務を民間業者に委託することを、今、我々はいろんな角度から検討しているところですが、現在のアルバイトの人数と同人数を外部委託で調達する場合には、先ほどの見積単価をベースに試算しますと、約3.5倍の調達費用が見込まれます。したがって、市場化テストを行う場合には追加の物件費が必要となり、それを賄うとすると受験手数料の値上げという方策に頼らざるを得ないと考えられます。ただ、そうはいつでも、「市場化テストのために受験手数料を上げます」ということを、専門委員の先生及び受験生の理解が得られるのか。そこが我々としてはちょっと疑問だなと思っております。

また、「国税局の試験担当職員の部分を物件費化できないか」という議論はあるかと思えます。ただ、この前も御説明しましたけれども、国税局の試験担当の職員は税理士試験だけではなくて、採用事務を持っております。採用事務は広報活動も含めて、相当、仕事量が多い。それから、部内職員向けの試験等も随時、実施しておりますので、この部分の定員削減をするのは難しい状況にあります。

さりながら、民間業者の創意工夫の範囲を広げるために、職員人件費相当額を物件費に上乗せしてやったらどうなるかという試算はしてみました。そうすると、現在の職員人件費相当額をベースにした単価と、先ほど、業者の方から取りました単価は実はほぼ同金額となっておりまして、その分を足すことによってアルバイトの部分の物件費を高くするというはなかなかできないのではないかと、我々も思っております。

いずれにしても、実はこの東京国税局が今年の春、一度、チャレンジしたことでありますので、市場化テストの機会があるのであれば、再度、トライはしてみたいという気持ちであります。ただ、先ほど申し上げましたように、予算の心配がございますので、というのは、「やったはいいけど、落札者が出ない」ではちょっと困りますし、それだとせっかくやるだけの手間をかけた意味がなくなります。

他方で我々の方は一度、見積りを取った額はわかるのですが、ほかの相場感は実はよくわかりません。ほかの試験業者がどれぐらいの相場感で、どう応じてくれるのか、その金額の中でどこまでやってくれるのかということ、我々もよくわからないものですから、今のところは他の市場化テストの試験の実施状況を見て、相場感とかサービス内容とか、どんな業者がどんなことをしてくれるのかということ、まずよく見極める必要があると考えておりまして、その上でもう一度、きちっと検討するしかないのかなというのが現在の検討状況です。私の方からの説明は以上です。

小幡主査 ありがとうございます。少なくとも、東京国税局管内で市場化テストをやりたいという前向きな意向はあるというお話でございました。ただいまの御説明に対しまして、こちらの方から質疑、意見を申し上げたいと思いますが、どなたか。

内山専門委員 では、よろしいですか。

小幡主査 では、はい。

内山専門委員 先ほど、ある見積りでは一人3万円弱というお話でしたが、直感的に、それはやはり、いかにも高いですね。だから、それはこういった形で見積りを取られたのかということを見ると、ちょっと、申し訳ありませんが、おっしゃられることをそのまま額面どおりには受け取りかねるのですが、なぜ、3万円もするのでしょうか。

小幡主査 それは、我々の印象としては非常に高いですね。

内山専門委員 印象。ええ。

小幡主査 そんなに高く普通はあり得ませんね。

岡田課長 ですから、我々もちょっとその辺りは勿論、よくわかりませんから、委員の先生方はその辺り、よく御存じでしょうから、「そんなに高くなくて、今の予算で十分できますよ」ということであれば、我々はすぐに市場化テストに向けて詳細検討に入っているかなと思っております。そこはもうまさに、我々は相場感がわからないので、むしろ先生方の方から「いや、大丈夫だよ」と言っていただけるのであれば。

石川専門委員 だから、その「大丈夫だよ」という保証はいたしかねますが、しかしながら、そのネックになっているのは今のところ、「3倍ちょっとになる」ということ。それがかなりの阻害要因になっているのでしょうか。そこだけですか。

岡田課長 そうです。

石川専門委員 そこがかなりですか。

岡田課長 そうです。要するに、「やったはいいいけど、落札者が現れなかった。急遽、やはり自分たちでもう一回、アルバイトを集める」という話になると、事務量からいっても、とてもそこまでのことはできませんので、やる以上は。

小幡主査 試験監督のアルバイトといたしますと、大体、時給800円とか850円。

内山専門委員 1,000円はいかない。

小幡主査 時給で高くて1,000円でしょう。だから、そんな3万円という額になるということはちょっと信じられないですね。

石川専門委員 「早朝から夜まで」とおっしゃいましたが。

岡田課長 7時半から8時半までです。

石川専門委員 そうすると。

小幡主査 10時間。でも、850円として、1万円。

石川専門委員 今の1万円は悪くないでしょうね。それはね。

小幡主査 そうですよ。

浅羽専門委員 この「7時半から8時半まで」ですが、全員がその時間に拘束されるという理解でいいのでしょうか。それとも、人によって試験の会場に張り付く人と、あと本部にいる人とか、何かパターンがありそうな気がしますが、そこはどうでしょうか。

川口課長補佐 やはり、個人の事情もありますので、そこを均した上でシミュレーションした人数を人日という形でカウントをしています。

小幡主査 そうでしょうね。試験実施時間が一番、たくさんボリュームが必要なのであ

って、夜まで、最後の撤収業務はもう少し少ないとか、朝も少ないという可能性もありますよね。

川口課長補佐 試験の日程等から人日という形で試算しています。

岡田課長 会場借料を業者の方でもっと抑えられるのであれば、その分、ある程度、うまく回せるでしょうし、そこは業者の側で「そんな工夫は幾らでもできるよ」ということであれば、我々にとっては非常に心強い情報ですが。

小幡主査 具体的に、試験は土日ですよ。

川口課長補佐 いや、平日です。

小幡主査 平日ですか。平日、大学を使っているのですか。

岡田課長 だから、8月の夏休みになります。

小幡主査 アルバイトは学生、いずれにしても学生さんを使うというのは、早稲田大学でなくても、それは大学生とかは一番使いやすいわけだから、時給算定も大体、大学生のアルバイトと考えていいと思います。そうであれば、そんな高いことはないですね。

石川専門委員 これは何かアルバイトにしては高度な知識とか能力が必要なものなのでしょうか。いろんな役割によって違うかもしれませんが、大体、試験はやってみて、あってはいけないけれども、例えば事前訂正とか、そういうものがあつたときに、本部にどう連絡するかとか、その伝達で走ったりするようなバイトとかはあり得るわけですよ。

岡田課長 ありますね。

川口課長補佐 あります。

石川専門委員 そうすると、ごく普通の試験を実施するときのアルバイトがやっているようなイメージで受けとめて構いませんよね。税理士試験ならではの特殊な、何か非常に高度な必要なものということはありませんよね。商学部の学生さんでないとバイトができないという話ではないですよ。

川口課長補佐 専門知識が必要なわけではありません。

石川専門委員 ではないということですよ。

小幡主査 我々も大学入試、自分のところの大学入試は、当然、学生を使っていますのでね。自分の大学だからということで、非常に安くしていますが、それはそれ、もっと安いという話ですから、話は別ですが、要するに学生さんを監督に使うということは十分、ある。特に業務は必要ない。そうすると、3万円という単価はちょっと、一日3万円はそれほど、余りにも良過ぎますね。

ですから、最初にちょっと試算されたところの情報が正しいかどうか。それ自身が、少なくともアルバイト一日3万円というのは、お聞きしたところ、法外な感じがしますので、それは余りに高過ぎる。ということで、そこはどういう形で聞かれたのかわかりませんが、現実に入札という話になってくると、当然、競争も働きますから、それを文字通りとる必要はないと思います。

岡田課長 では、「この単価で自信を持っていいよ」というか、「大丈夫ですよ」とい

うか、「そんなに世間相場から離れているわけではないですよ」と受けとめておいてよろしいですか。

小幡主査 だから、今の1万円ということですね。

岡田課長 ええ。今の。

小幡主査 そうですね。それは相場だと思います。

岡田課長 1万円。なるほど。

小幡主査 ですから、その前に一度、東京国税局さんが聞かれたということについては、情報の正確性はかなり怪しいと思いますので、改めて、そこは余り引きずられないでお考えいただきたいと思います。そうしますと、予算の出し方については、そこは市場化テスト全体の話でありまして、今まで自分でやっていたものを市場化テストに出すというときに、予算をどういうふうに組むかということはもうすべて全体の話なので、それを受験料云々にすぐ反映させてというのも、ちょっと筋が違うので、それはどういうふうに予算をより効率的にするために市場化テストをします。

その結果、たまたま、今、自分のうちでカウントしていたものがそうでなくなるという話の算定外だけの話なので、それについては財務省の話で予算の区切りをどういうふうにするかと。もう、市場化テストはすべて同じ話なので、それをこの場合だけたまたま受験料ということがあると言って、そこになぜしわ寄せが行くか。これはおかしな話ですからね。そこは、多分、受験生にも説明がつかない話でしょう。

ですから、そこは予算の組み方をどうするかというのは内輪の問題だとお考えになってください。これは市場化テスト全体の話、すべて同じことが言える話なので。たまたま、それは受験料があるというだけですので、そこは受験料に、結局、その総額ですね、今、うちで計算されていたものも含めて、一体、どのくらいお金がかかっているかと。そこで受験料としてどのくらい取るか。そこだけの問題で、総額について市場化テストをやったからといって上回るはずはないというか、そこは疑義があるのであれば、官民競争入札をやっていただいてもよろしいと思います。

そこは、今、うちで職員を抱えていらっしゃるものについて、どういうふうに算定していくかということで比べて、官民競争入札をなさって、総額でより効率的な方が取るということに仕組みとしてなりますから、少なくとも、受験料は別の話になりますよね。どちらが取っても、結局、総額でより効率的な方が取る。だから、なぜ受験料が上がらなければいけないかと。それは仕組みとしておかしいので、そこは予算の、要するにどういう形で取るかという話のレベルですので、ここでは案文にはならないと思います。そういう形でそこはお考えいただきたい。

石川専門委員 今、主査がちょっとおっしゃったように、要するに我が方は官民に堂々と受けて立つのだと、そういう検討まではまだ全然されていないわけですよ。

岡田課長 していません。

川口課長補佐 していません。

石川専門委員 さっき、一遍、「手間がかかる」というお話で、「落札者がいない」という話ではありましたが、ただ、競ってみるとのことまではやれないと。やるなら、むしろ、民の方へ。

川口課長補佐 民が前提で検討しております。

石川専門委員 そういうことですね。

岡田課長 もともと、東京国税局がこの春にやろうとしたのも、まさに「その部分は民間に委託できないだろうか」という考え方なので、できるのであれば、一度、トライしたのですが、そのときには見積りを取って愕然として、あきらめてしまったということなので、「いや、そんなことはない」ということであれば、再度、トライしたいという気持ちはあります。

小幡主査 ですから、国家試験というような試験業務については、もう、1次ヒアリングのところで「法的な障壁はもうないと考えていただいて」という話で、市場化テストに会場手配とか、当日の運営を任せられるということになるかと思えますから、その予算的なものはちょっと、この際、内部の問題として、予算の取り方の問題として別に考えていただいて、3万円という話は法外ですので、これも抜きにして考えていただいて、御検討いただければと思います。それで、今、東京国税局管内というお話でしたが、これはそこだけに限るという理由はどういうことでしょうか。

岡田課長 試験の規模が一番大きくて、業者の側が最もハンドリングしやすいのと、東京国税局自身が一度、トライしようとしたことがあるからです。もしも、そこで本当にうまくいくなら、今後、全体をどうするのかというのはまた考えていくということかと思えます。

小幡主査 いきなりということは確かに抵抗があるということかもしれませんが、必ずしも東京国税局だけに限らなくてもよいかなという感じは、私どもはいたしておりますので、幾つの局でやっていらっしゃいましたでしょうか。

岡田課長 12の局です。試験会場はもっと多く19会場です。

小幡主査 いろんなやり方があって、小さいところから始めているところもあり、これはさまざまですけれども、3つぐらい小さいところから始めて、全国に広げるというやり方をしているところもあります。私どもとしては、ある程度、規模の大きいところからやって構わないと思いますが、必ずしも東京だけに限る必要はないと思いますので、そこら辺、大阪とか名古屋とか、大き目なところはまだあるかと思えますので、更に御検討いただければと思います。

岡田課長 ちょっと参考までにお伺いしたいのですが、例えば東京、大阪、名古屋のような3つの会場ということになったときには、普通はそういうのはまとめて入札対象にしているのか、東京は東京、大阪は大阪、名古屋は名古屋ということで、ばらして落札できるようにしているのか、どういう例が多いのでしょうか。

小幡主査 それはケース・バイ・ケースです。



事務局 そうですね。

小幡主査 業者がどの程度いるかということをお案しながら、余り大き過ぎると難しそうだということであれば、地域ごと。そういうこともあるし、あるいは大丈夫そうだといいことで、あるいはもう少し近いところとか、逆に東京、大阪という形ではなくて、東京近辺の関東でまとめるとか、そういうやり方もあるし、それは受けられそうな業者がどのくらいいるか、あるいは事業の性質をお案して個別に判断します。ただ、関東でということもあるかもしれませんね。

岡田課長 ちょっと、我々からのお願いですが、実は情報がないのです。どんな試験業者がいて、どんなことをやっていて、どれぐらいの単価でというのが、我々の方には実はこの見積りぐらいしかないわけです。それがいい中でいろいろ検討をといっても、何か我々なりの勝手な思い込みでやってもあれなので、事務局経由でもいいですが、何かそういう情報があれば、是非、我々の方にいただけないかと思しますので、よろしくお願ひします。

小幡主査 はい。そうですね。今、まさにこの出先機関ということで、同時進行的に動いているのがあります。それから、通信もやっているのは何でしたっけ。

事務局 情報処理推進機構。

小幡主査 そうですね。そちらの方は、もう、3つ、4つの地域でやり、それを全国的に広げるといって進んでいるのがあります。

事務局 沖縄等で試験を行っているという。

小幡主査 その辺りの情報を含めて事務局ともやりとりをいただいて、東京国税局だけでなく、もう少し広げられるかとかも、是非、御検討いただきたいと思ひます。

石川専門委員 これは比較的、やはり、それぞれの局は独立性が高い。

岡田課長 高いです。この前もちょっと御説明しましたけれども、国税庁自身はこの試験の担当は4人しかいません。その4人は試験専用についているわけではなくて、ほかのあらゆる試験、あるいは採用試験も含めたことをやっていますので、実は試験の実施に関しては、ほぼ全業務を国税局の方に渡しています。国税局の「人事二課」のラインがまさにそこを地元との間でいろいろ企画し、さっき言ったように、大学、会場との間とか、学生との間の人脈などをつくりながらやっているというのが実態です。

石川専門委員 そうすると、その横のところのその調整の組織は存在しているのでしょうか。局同士の、試験を実施しているところの連絡者が会って意見交換をするような場は、特にはないのですか。

岡田課長 基本的に形としては、勿論、国税庁の人事課が一番上におりますので、国税庁の人事課に問い合わせてもらえば、もしも疑問点があれば、ほかの局と調整しますけれども、そこまで至ったことは余りないです。

石川専門委員 今まではその調整権限は国税庁が。

岡田課長 勿論、人事課長が集まるような全国レベルの会議などもやっていますけれど

も、そういう場でこの試験の実施について話題になったり、疑問点とか、議論しましょうというふうになったことはないです。

石川専門委員 話題になったことはない。ただ、逆に言えば、そういう場で情報を提供するような形で少しずつという可能性はないわけではないのですね。

岡田課長 市場化テストですか。

石川専門委員 はい。

岡田課長 勿論、今後、仮に市場化テストを実施できるような形になって、実施して、こういう成果が上がっているということが出てくれば、それは各局の方にも情報としては出していきます。

浅羽専門委員 先ほど、「業者さんに見積りを」ということをお話しいただきましたけれども、確か東京は幾つか、会場が分かれていますね。

岡田課長 3会場です。

浅羽専門委員 そうですね。3会場ありますので、これをセットでということですか。

川口課長補佐 そうです。

岡田課長 早稲田、立教、それから、今年、國學院でしたね。3会場です。

浅羽専門委員 3会場セットで、今、この場合は委託でしょうけど、全体委託でということですね。

岡田課長 ええ。全体委託です。

小幡主査 ちなみに、その業務範囲ですが、受験案内の受付とか、申込受付とか、受験票発送とか、その辺りは市場化テストの対象にはならないのでしょうか。

川口課長補佐 前回にもちょっとお話したかと思いますが、受験願書の受付につきましては受験資格がある関係で、願書の受理、不受理の確認は職員がやらざるを得ないという状況がございます。ほかの御指摘の窓口業務であるとか、受験票の発送等につきましては、現在も既に外部委託をやっている関係もありまして、今回は対象からは除いています。

小幡主査 でも、今、発送とかは委託している。

川口課長補佐 アルバイトなり、外部委託なりという対応をしているということですか。

小幡主査 そこはなかなか包括的には難しい。今回の市場化テスト。

川口課長補佐 今回は試験の実際の実施に関する部分で、まずはトライできないか検討に入っているところでございます。

小幡主査 割と試験業者さんというのは、会場の割当てとか、そういうものを全部やる人たちですよ。従来、試験というのはね。だから、そういうのも含めた包括的委託もあり得ないことではないと思います。試験の実施は、皆、業者さんはそういうことから始まっているので、結局は申込みを受け付けて、発送して、会場を設営して試験をする。そういう流れですよ。

既にアルバイト等を使っていらっしゃるということであれば、そういうふうな業務をどこまで考えるかということも含めて、更に検討をいただければと思います。税理士の

試験の資格は、普通は大学を出ていればいいわけですよ。

岡田課長 非常に複雑で、大学だけではなくて。

小幡主査 何か試験免除とか。

岡田課長 試験免除ではなくて、要するに実務経験でもオーケーですし、そういうものがいっぱいあって、例えば「企業でこういうことをやっていた」とか、「税理士事務所でこういうことをやっていた」とか、個別判定が出てきます。例えば大学の場合だけなら極めて単純ですが、毎年、何件か、手元に上がってくるだけでも、何件もあります。

石川専門委員 そうすると、それは先ほどの4人で。

岡田課長 基本的には局の方で判断をしてもらっています。ただ、前例がないようなものが、特に海外の学校とか、海外の大学だけれども、これは大学と言えるのか、専門学校なのかというような判定が必要になってくるケースが、毎年、私のところにも上がってきます。

小幡主査 なるほどね。例えば、それは今のアルバイトさんでも、何かそういうものが出てくるとピックアップして聞くと。恐らく、そういうシステムですね。

川口課長補佐 基本は、そこは職員がチェックするということですから、窓口部分、あとは受験票の発送、そういった部分については、当然、アルバイトでも可能なわけですから、そこを出しているということでございます。

小幡主査 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、税理士試験業務については、少なくとも東京国税局管内で市場化テストという方向が示されましたので、更に技術的なことを詰めていただいて、あるいは東京だけでなく、もう少し広げられるかも含めまして、更に御検討いただきたいと思います。

あとは事務局とのやりとりをしていただければと思います。それでは、お忙しいところ、ありがとうございました。本日の地方出先機関分科会を終了したいと思います。